

新規就農者チャレンジ事業

早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む**新規就農者（65歳未満）**に対し、**農業用機械・施設の導入等の取組を支援**します。

対象者

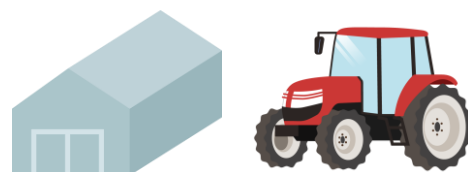
認定新規就農者

（市町村から青年等就農計画の認定を受けている個人・法人）

補助対象となる取組内容

対象者が自らの経営において使用するために行う、以下の取組が対象です。

- 農業用機械・施設の改良又は取得（中古含む）
- 農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去
- 家畜の導入
- 果樹・茶の新植・改植 など



補助率

3/10以内

補助上限額 （国費）

個人1,500万円以内
法人3,000万円以内

主な要件・留意事項

- 独立・自営就農時の**年齢が65歳未満**であること
- 営農地が属する**地域計画**が、以下の①若しくは②の要件を満たしている、又は、地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに要件を満たすことが確実であること
 - ① 地域計画の**目標集積率が6割以上**（都府県の中山間地域は5割以上）
 - ② 目標集積率が**現状集積率より10ポイント以上増加**する
- 対象者が地域計画のうち目標地図に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること
- 導入する農業用機械等について、**園芸施設共済、農機具共済の加入**等を行うこと
- **経営開始資金**との**同時受給は不可**（資金受給終了後は活用可能）
- 以下の**いずれか1つの成果目標を選択**すること
 - ①経営面積の3割以上の拡大
 - ②付加価値額1割以上の拡大（付加価値額＝収入総額－費用総額＋人件費）
 - ③労働生産性3%以上の向上（労働生産性＝付加価値額÷総労働時間（又は労働人数））

よくあるご質問

Q どのような機械・施設が支援の対象となりますか？

A 農業生産、出荷調製、農産物加工等に使用する機械・施設が対象となります。

なお、農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いもの（運搬用トラック、パソコン等）は対象となりません。

Q 機械・施設の取得費用等の自己負担分について、青年等就農資金（新規就農者向けの無利子融資）を活用できますか？

A 活用可能（※）です。なお、金融機関からの融資は必須ではありません。

※借入限度額：3,700万円（特認1億円）

Q 親元就農者も活用できますか？

A 市町村から青年等就農計画の認定を受けている方であれば、活用可能です。

Q 所得要件はありますか？

A 所得要件はありません。

Q 経営発展支援事業との違いを教えてください。

A 主な違いは以下のとおりです。新規就農者チャレンジ事業は、経営ステージに応じて段階的に機械等を導入したい方や初期投資費用が特に大きい方などにも活用いただける事業となっています。ご自身の就農計画に照らして、どのように事業を活用するかご検討ください。

	新規就農者チャレンジ事業	経営発展支援事業（通常枠）
対象者	就農時64歳以下の認定新規就農者	就農時49歳以下の認定新規就農者
対象期間	経営開始後5年以内	経営開始後2年以内
補助率	国3/10	3/4（国1/2＋都道府県1/4）
国費補助上限	個人1,500万円、法人3,000万円	500万円（経営開始資金受給者は250万円）
経営開始資金との併用	受給中は不可（受給終了後は活用可）	可

Q 過去に経営発展支援事業を活用している場合も、チャレンジ事業を活用できますか？

A 経営発展支援事業の成果目標（青年等就農計画の目標）を達成している、又は、達成可能と見込まれる場合は、活用可能です。

Q 事業実施年度の途中で青年等就農計画の有効期限を迎える場合も活用できますか？

A 青年等就農計画の有効期限までに事業計画の承認申請を行う場合は、活用可能です。

【お問合せ先】

本事業による農業者への支援は、市町村を通じて行われます。本事業の活用を希望する方は、お住まいの市町村の農政担当部局等へお問い合わせ下さい。